

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日か
当るときは、そ
の翌日)

◇告

示

健康保険法による保険医療機関の指定
結核予防法による指定医療機関の辞退
結核予防法による医療機関の指定

目 次

- 許可をすべき皆伐面積の限度
- 保安林にする旨の通知
- 土地配分計画の作成
- 土地改良区の役員の就退任
- 土地の立入りの許可
- 道路の区域の変更
- 道路の供用の開始
- 道路の区域の決定
- 行政書士試験の合格者
- 児童福祉法により一時保護を加えた児童の所持していたもの

◇公 報

告 示

鳥取県告示第七百六十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十二年十二月一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者氏名	指 定 年 月 日	採 用 点 数 表
芦川外科医院	鳥取市田島字 長丁一四五の 二、一四六	外科、脳神経外科 、肛門科、婦人科 、麻酔科、胃腸科 、内科	芦川 喬	昭和四十 二年十一 月十五日	甲表 点数表

鳥取県告示第七百六十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する

昭和四十二年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日	指 定 医 療 機 関 の 名 称	所 在 地
昭和四十二年十月 三十一日	山本医院	西伯郡名和町大字御来屋 八四二

鳥取県告示第七百六十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十二年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地	開設者
昭和四十二年十一月一日	山本 医院	西伯郡名和町大字御来屋七七四	山本 博美
昭和四十二年十一月一日	菊川 医院	境港市上道町一八九四	菊川 秀親
昭和四十二年十一月十四日	芦川外科医院	鳥取市田島字長丁一四五六の二、一四六	芦川 喬

鳥取県告示第七百六十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十二年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地	開設者
昭和四十二年十一月十三日	長田 医院	境港市佐斐神町二二三五番地	長田 昭夫

鳥取県告示第七百六十九号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の第三項の規定により、昭和四十二年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十二年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在場所		皆伐面積の限度	単位区域名
	市郡名町村名大字名	字 名		
水源かん養保安林	八頭郡のうち河原町及び郡家町を除く地域	河原	一・三五・三五 ha	八頭地区
土砂流出防備保安林	八頭 若桜	智頭	〇・三	若 桜
〃	〃	船岡	三・三六	智 頭
〃	〃	用瀬	〇・四	船 岡
〃	〃	船岡	一・五	用 瀬
干害防備保安林	〃	船岡	〇・三	喜才谷山
〃	〃	船岡	〇・六	喜才谷山
〃	〃	船岡	〇・四	明見谷東平
〃	〃	船岡	一・四	血見谷東平
〃	〃	船岡	〇・三	池ノ内下平
〃	〃	船岡	一・三	赤 波
水源かん養保安林	鳥取 八頭	河原	二五・八二	鳥取地区

水源かん養保安林	日野	西伯	法勝寺
土砂流出防備保安林	日野	日野	日野地区
伐株	大谷	大谷	大谷
〇・三	〇・二	〇・三	〇・三
三・六	〇・六	三・六	三・六
日南	日野	日野	日野
日南	日野	日野	日野

鳥取県告示第七百七十号

次の森林を保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡家町大字野町字柳谷五五二から五五五まで、五五五の一、五五六、五五七、五五八の二から五五八の八まで、五五八の一〇、五五八の一七、五五八の一八、字長左近五六四の一、五六四の三、五六四の七、五六四の二〇から五六四の二五まで、五六四の二九から五六四の三六まで、字宮治岩五六六の二から五六六の一五まで、五六六の二一、五六六の二三から五六六の四二まで、五六六の四四から五六六の五四まで、五六六の五六、字道草五六七の二、五六七の三、五六七の五から五六七の三一まで、五六七の二三から五六七の五八まで、五六七の六〇、五六七の六一、五六七の六四、五六七の六五、五六七の六八、五六七の七一から五六七の七三まで、五六七の七五から五六七の八四まで、五六七の八六、五六七の八七、五六七の八九から五六七の九三まで、五六七の九六から五六七の一〇五ま

で、五六七の一〇七、五六七の一二二、五六八、字橋谷五六九の二、五六九の三、五六九の九、五六九の一〇、五六九の一二から五六九の一六まで、五六九の二〇、五六九の二二、五六九の二三、五六九の二五から五六九の二九まで、五六九の三一、五六九の三二、五六九の三七、五六九の三八、五六九の四〇から五六九の四五まで、五六九の四七から五六九の五三まで、五六九の五六から五六九の六二まで、五六九の六五から五六九の六八まで、五六九の七一から五六九の七三まで、五六九の七七、五六九の七八、五六九の八三、字後口山五七〇の一から五七〇の四まで、五七〇の六から五七〇の九まで、五七〇の一、五七〇の一三から五七〇の一七まで、五七〇の一八から五七〇の四一まで、五七〇の四三、五七〇の四四、五七〇の四六から五七〇の六六まで、五七〇の七〇、五七〇の八一、五七一、字大平五七二の二四から五七二の二八まで、五七二の七六から五七二の八一まで、五七二の八六から五七二の九一まで、五七二の九三から五七二の九五まで、大字上津黒字西ヶ谷三九六から四〇一まで、字長左衛門谷四〇二から四〇九まで、字山ノ神谷四一〇の一から四一〇の四まで、四一一の一から四一一の六まで、字渡リヲシ四一二から四二〇まで、四二〇の一、四二一から四二五まで、四二五の一、四二六から四二九まで、字尾ノ谷四三〇から四三五まで、字石コロ四三六から四三九まで、四三九の一から四三九の三まで、四四〇、四四〇の一、四四一から四五三まで、字ヲツ谷四六八の四から四六八の二二まで、四六九、字巻尻リ四七一の八から四七一の二三まで、字柳ヶナル四七二の二（次の図に示す部分に限る。）、四七二の三から四七二の二一まで、字平木谷四七三（次の図に示す部分に限る。）、字カフ谷四七六の一から四七六の一四まで、四七六の一六、字臼ヶ谷四七七の一から四七七の七まで、四七七の九から四七七の一三まで、字

石仏谷四七八の一から四七八の五まで、四七八の七から四七八の二一まで、四七八の二三から四七八の二五まで、大字山志谷字奥年中一一五、一一五の一から一一五の三まで、字東年中二二八の二、一二八の三、字南柳ヶ谷一四八、一四九の二、一五〇の一、字榎左近一六一、字金剛寺二〇二の二、字柳畑二五九の六から二五九の八まで、二六〇の三、字金山東平二八九の二から二八九の一まで、字金山二九一から二九七まで、二九九、字下五の四、三〇二から三〇六まで、字下モ田三一〇、三一一、三一一の一、~~三二二~~三二二、字峠三一五から三一七まで、三二八の一、字峠口三二九、三三〇、三三一の一、三三二の二、三三三、三三四の一、字池田山三三八、三三九、字前田三四一の一、字前田向三四〇から三四二まで、三四四、字年中口三四八から三五二まで、三五二の一、字年中三五三、三五五、三五七から三六〇まで、字東年中上三六一の二から三六一の九まで、字奥年中山三六二、三六二の二から三六二の一〇まで、三六三、三六三の一、字大田上三六四、三六五、三六七から三六九まで、三七一、三七三、三七四、字東谷三七五から三七七まで、三七九、三八〇、字東田三八一の二から三八一の五まで、字東柳ヶ谷一四二の二、三八二の一から三八二の六まで、字柳ヶ谷三八三、字榎左近谷三八四、字ゴン付谷一八五、三八五、三八五の一、三八六の三から三八六の八まで、三八七から三八九まで、三八九の一、三九〇、三九四、三九七、三九八の一から三九八の三まで、三九五、三九六、字ゴン付三九三、字金剛寺山四〇二の二から四〇二の八まで、四〇二の二から四〇二の一六まで、字村宮山四〇四、四〇五の一、四〇七、四〇八、字村ノ内二六四、四〇九、字榎ヶ山四一〇、四一二、四一六、字榎谷二五三の一、四一四の二、四一四の三、四一九の四、字柳畑毛四一八、四二〇の一、四二〇の四、四二二、四二二の一、四二三、字石堂

四二六の一、四二六の山二、四二七の一から四二七の三まで、四二七の五、四二七の九、四二七の一〇、四二八から四三四まで、四三四の一、四三五、大字麻生字カカミ五三四、五三四の一、五三四の二、五三四の四、五三四の五、五三四の七、五三四の九から五三四の一二まで、五三四の一五、五三四の一八、五三六から五三八まで、五三九の二から五三九の七まで、五三九の一から五三九の一七まで、五四〇の一から五四〇の七まで、五四〇の九、字カヒ谷六一四から六一九まで、六一九の二から六一九の七まで、六一九の一七、六一九の一八、六一九の四五、六一九の四七、六二〇から六二三まで、六二四の二から六二四の一〇まで、六二七、六二九、六二九の一から六二九の六四まで、六三〇、六三一、字大谷六六二、六六六の一から六六六の一四まで、六六六の一六から六六六の一九まで、六六六の二三、六六六の二五、六六六の二八、六六六の四一から六六六の四三まで、六六六の四五、六六六の四七、六六六の四八、六六六の五〇から六六六の五二まで、六六六の五四、六六六の五五、六六六の五七、六六七、六七〇、字六郎谷六七九の一、六七九の二、六八一、六八二、六八二の二から六八二の六まで、六八四、字麻生谷七〇一から七〇四まで、七〇四の二から七〇四の五まで、七〇四の八、七〇四の十三、七〇四の一四、七〇四の一六、七〇五、七〇七、七〇九、七一〇の五、七一一、七一二、七一三の一から七一三の四まで、七一三の八、七一三の一〇から七一三の一三まで、七一三の一五から七一三の一七まで、七一三の二〇、七一三の二二、七一三の二四、七一三の二六、七一三の二七、七一四、七一五の一、七一五の二、七一七の次一、七一七の一から七一七の五まで、字志谷谷四七〇、七三七の一、七三八の一、七三八の二、七三九から七四一まで、七四一の一、七四一の二、七四二の一から七四二の七まで、七四三、七四四

、七四五の二から七四五の八まで、七四五の一〇、七四五の一三から七四五の一七まで、七四五の一九から七四五の二二まで、七四五の二四、七四五の二五、七四六、七四七の五、七四七の七から七四七の一五まで、七四七の一七、七四七の一八、七四九、大光明辺字北谷五九三、六〇九の次一六一四の八から六一四の一三まで、六一四の一六、六一四の一七、六一五、六〇九の一、六〇九の二、の二から六一五の二一まで、六一五の一三、六一六、字徳石谷六一〇、六一一、六一二の二から六一二の九まで、字市ノ谷五六六の一、六一七の一、六一八の二から六一八の七まで、六一九から六二二まで、六二三の一、六二三の二、六二四、字若林六七四の二から六七四の一二まで、六七五の二から六七五の三まで、六七六、六七七、字山根六九五の二から六九五の九まで、六九五の一一、七〇一から七〇三まで、七〇四の二から七〇四の五まで、七〇五、七〇六の二、字山中七一〇の二〇から七一〇の二二まで、字葛蒲ヶ谷七一三の二から七一三の二〇まで、七一三の二七、七一三の二三、七一三の二四、七一三の二八から七一三の三〇まで、字向田七一五の二から七一五の四まで、七一七の二から七一七の三まで、七一八の四から七一八の七まで、七一九から七二二まで、七二五の二、字南谷七三一の八、七三一の二から七三一の一七まで、七三一の二五から七三一の二九まで、字ボンジ七三二の二五から七三二の二〇まで、七三三の二、七三三の四、七三三の五、七三三の七から七三三の一一まで、字蛇山七三四の二から七三四の八まで、大字姫路字下モ河原ノ一七〇五、七〇六、七〇七の二から七〇七の八まで、七〇七の一〇、七〇七の一二から七〇七の四〇まで、七〇七の次一、七〇八から七一〇まで、字下モ山七一二(次の図に示す部分に限る。)、字川下モノ一七二四の二から七二四の六まで、七二四の九から七二四の一四まで、七二四の二二から七二四の二三まで、七二四の三〇から七二四の四二まで、七二四の四三から七二四の七〇まで、七一五、字後左近ノ一七三五から七三七まで、七三八の二から七三八の三まで、七四二から七四八まで、字清水ノ一七六九、七七〇、七七二の二、七七三から七八〇まで、七八一の二から七八一の七〇まで、字彙町ノ一七八二の二、七八二の七から七八二の四三まで、七八二の四六、七八二の四七、七八八の六、字広畑ケノ一七九九の二から七九九の三五まで、八〇一の二、八〇一の三、八〇一の四、八〇三の三、八〇三の二から八〇三の五〇まで、八〇三の五七、字石ヶ谷八〇五の二から八〇五の二六まで、八〇五の二八から八〇五の四九まで、八一六、字龍ヶ谷八二二の二、八二二の三から八二二の二五まで、八一二の二七、大字落岩字暮ノ谷六三二の八、六三二の二から六三二の二六まで、六三二の二九、六三二の三二、六三二の三六から六三二の四〇まで、六三二の四二、六三二の四八、六三二の四九、六三二の五一、六三二の五二、字林ノ谷六四〇、六四一の二、六四二から六四四まで、六四六、六五一、字上野山六五九、六六四、六六五、六六六の二、六六六の三から六七二まで、七〇四の二、七〇四の三、字白岩ヶ谷六九五の二、六九六から六九八まで、六九八の二、七〇〇の二、七〇〇の三、七〇一、七〇二、字東谷七〇五の三から七〇五の五まで、七〇五の八、七〇五の二六から七〇五の一八まで、七〇五の二三、七〇五の二四、七〇五の二六、七〇五の三四、七〇五の四〇、七〇六の二、七〇六の七、七〇六の八字山口七〇九の二、七〇九の三、七〇九の八、七〇九の二五、七〇九の五二、七〇九の六五、七〇九の六六、七〇九の七〇、七〇九の七一、七〇九の七五、七〇九の八〇、七〇九の八二、字城山七二〇の二、七二〇の三、七二〇の三から七二〇の二八まで、七二〇の二〇、七二五、字三山口七二七の三

ら七二四の二二まで、七二四の三〇から七二四の四二まで、七二四の四三から七二四の七〇まで、七一五、字後左近ノ一七三五から七三七まで、七三八の二から七三八の三まで、七四二から七四八まで、字清水ノ一七六九、七七〇、七七二の二、七七三から七八〇まで、七八一の二から七八一の七〇まで、字彙町ノ一七八二の二、七八二の七から七八二の四三まで、七八二の四六、七八二の四七、七八八の六、字広畑ケノ一七九九の二から七九九の三五まで、八〇一の二、八〇一の三、八〇一の四、八〇三の三、八〇三の二から八〇三の五〇まで、八〇三の五七、字石ヶ谷八〇五の二から八〇五の二六まで、八〇五の二八から八〇五の四九まで、八一六、字龍ヶ谷八二二の二、八二二の三から八二二の二五まで、八一二の二七、大字落岩字暮ノ谷六三二の八、六三二の二から六三二の二六まで、六三二の二九、六三二の三二、六三二の三六から六三二の四〇まで、六三二の四二、六三二の四八、六三二の四九、六三二の五一、六三二の五二、字林ノ谷六四〇、六四一の二、六四二から六四四まで、六四六、六五一、字上野山六五九、六六四、六六五、六六六の二、六六六の三から六七二まで、七〇四の二、七〇四の三、字白岩ヶ谷六九五の二、六九六から六九八まで、六九八の二、七〇〇の二、七〇〇の三、七〇一、七〇二、字東谷七〇五の三から七〇五の五まで、七〇五の八、七〇五の二六から七〇五の一八まで、七〇五の二三、七〇五の二四、七〇五の二六、七〇五の三四、七〇五の四〇、七〇六の二、七〇六の七、七〇六の八字山口七〇九の二、七〇九の三、七〇九の八、七〇九の二五、七〇九の五二、七〇九の六五、七〇九の六六、七〇九の七〇、七〇九の七一、七〇九の七五、七〇九の八〇、七〇九の八二、字城山七二〇の二、七二〇の三、七二〇の三から七二〇の二八まで、七二〇の二〇、七二五、字三山口七二七の三

、七一七の五から七一七の一一まで、七一七の一二(次の図に示す部分に限る。)、七一七の一三、七一七の四七から七一七の五二まで、七一七の五四、七一八の一、七一八の二、七一九の一、七一九の二、七二〇、七二二から七二七まで、七二五、字宮向七二八、七三五から七三七まで、字松ノ木七四一の一から七四一の七まで、七四一の一〇、七四一の一四、七四一の一五、七四一の一七、七四一の一九から七四一の二一まで、七四一の三〇、七四二から七四四まで、大字市場字大樹寺谷八〇の一、大字西御門字榎谷八〇三、大字殿字大谷通り七二八、七二九、七三〇の一、七三〇の二、七三一の一から七三一の四まで、大字花原字穴住谷三九二、字蛇山四〇八、字大滝四〇九、四〇九の一、字大谷四一〇、四一〇の一、字大所四一一、大字福地字於登原谷六〇三の一、六〇三の二、六〇三の九八から六〇三の一〇〇まで、六〇三の一〇五から六〇三の一四三まで、六〇三の一四六、六〇三の一四七、字本谷六〇五の一、六〇五の二、六〇五の四から六〇五の三七まで、六〇五の三九から六〇五の五四まで、字池ノ谷六〇六、字カナイ谷平六〇七、六〇七の二、六〇七の八から六〇七の四二まで、字宮ノ谷六〇八、六〇八の一から六〇八の一〇まで、字滝山六〇九、六〇九の二、六〇九の一〇、六〇九の一二、六〇九の一四から六〇九の一三三まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は鳥取地域森林計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部林務課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。()

就任した役員の名及び住所

理事 松村春正 東伯郡羽合町大字野一、五五九

伊藤久松 七九〇

村中和夫 一、六〇三の一

竹中節蔵 八一七

上川義勝 一、五八八

中嶋英也 一、六一三

中川貞夫 一、五四二

本田房義 一、五四九

水野譲 一、五六八

尾嶋昭男 七九三

上川昭 七七二第二地

本田勝義 八四八

西村清安 一、五三四

坂本文弘 八〇〇

本田幸夫 一、五八九

昭和四十二年八月十五日通常総会において総選挙の結果当選し八月十五

日就任 任期四年

北条川土地改良区

退任した役員の名及び住所

監事 田中義信 東伯郡北条町大字田井

田村昇 米里

任期満了による退任

就任した役員の名及び住所

監事 山口長利 東伯郡北条町大字島六五七の五

三谷武 弓原三七四

昭和四十二年八月二十六日総代会において選挙の結果当選し八月二十七

日就任 任期二年

羽合土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 故島賢市 東伯郡羽合町大字長瀬一、一五〇の六

石川義孝 一、〇三四

金村卯蔵 一、一〇四

三谷隆次 一、一七〇

高田武 二、三八九

横山春吉 一、三一九の一

宮本良吉 八〇

河原喜義 水下一五〇

椿徳 田後六九四

梅田利康 上浅津二八三の一

浅井益三 下浅津二三一の三

中本豊吉 南谷四〇〇

河本節二 橋津五五

井上一郎 倉吉市清谷六〇八

岡本秀治 東伯郡東郷町大字長江一、〇四六

前田俊治 門田二八二

監事 和田義信 羽合町大字長瀬一、二一八

藤原敏治 上浅津 四一
 福井勝治 田後 五九五

任期満了による退任
 就任した役員の氏名及び住所

理事 故島賢市 東伯郡羽合町大字長瀬一、一五〇の六

石原庄太郎 一、二〇九

神崎昭文 九六八

高田武 二、三八九

椿徳 田後 六九四

磯江正一 久留 二の四

中本豊吉 南谷 四〇〇

竹信秀秋 上浅津 三六九

中村博文 二八三の一

梅田利康 下浅津 一五二

道家務 東伯郡羽合町大字上橋津 五三

上村隆雄 東郷町大字長江一、〇四六

岡本秀治 門田 二八二

前田俊治 倉吉市清谷 六〇八

井上一郎 大塚 一七一

仲倉源一 東伯郡羽合町大字田後 五九五

福井勝治 久留 八〇

宮本良吉 上浅津 二九一の一

北田昇一

昭和四十二年九月九日臨時総代会において選挙の結果当選し十月二日就

任 任期四年

大山開拓中山町地区土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 大宮司 勝之丞 西伯郡中山町殿河内七七の一

角好松 下市 八八五の六

吉谷吉美 八四四の一

鹿島岩雄 塩津 九七

橋井光夫 松河原 一、四三二の三

監事 坂新三郎 殿河内七七六の三四

藤田富吉 下市八四四の一八

昭和四十二年四月二十五日設立認可申請人が選任 任期第一回通常総会

まで

湯山土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 山根秀雄 岩美郡福部村大字細川

水野忠治 湯山

山根幹雄

中山敏男

小谷甚吉

錦小路光雄

浜岡義美

監事 湯邨健三

竹内熊雄

任期満了による退任

就任した役員の名及び住所

理事	山根 秀雄	岩美郡福部村大字細川	三三六
"	森本 久男	湯山	八一六
"	岡部 誠一	"	七六
"	岡部 清雄	"	六三
"	山根 唯雄	"	七四二
"	水野 忠治	"	六八六の六
"	田中 義人	"	二四
"	錦小路 光雄	"	八一
"	岡本 富士夫	"	七〇七
"	山本 義朗	"	七三三
監事	中山 敏男	"	七二四
"	宿院 義則	"	四三
"	小谷 博文	"	一〇四

昭和四十二年九月二十九日臨時総会において総選挙の結果当選し十月一日就任 任期四年

久米ヶ原土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事	籾 中政雄	倉吉市不入岡	三二一番地
"	藤本 秋富	上福田	三三四
"	岩本 猛義	上米積	三七一

昭和四十二年九月三十日退任

鳥取県告示第七百七十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称 中国電力株式会社
- 二 事業の種類 特別高圧架空電線路（浦富線）の経路変更
- 三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市宮長、的場、大覚寺、吉成、東吉成、大杓、岩倉、卯垣、雲山、吉方及び立川

四 立ち入ろうとする期間 昭和四十二年十二月一日から

昭和四十三年十二月三十一日まで

鳥取県告示第七百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十二年十二月一日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区間	変更前後	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	米子石見 新見線	米子市末広町七七の 一の先から 〃 目久美町二三 六の一の先まで	変更前 六〇・一〇 二〇・〇〇	一四・五〇 二五・〇〇	四九〇・六 四六九・六

鳥取県告示第七七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十二年十二月一日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十二年十二月一日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	米子石見 新見線	米子市末広町七七の 一の先から 〃 目久美町二三六の 一の先まで	昭和四十二年十二月一日

鳥取県告示第七七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十二年十二月一日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	郡家鹿野 線	八頭郡郡家町大字郡家字 ケ尻六四七の七の先から 〃 字井津ノ尻 六三二の一六の先まで	一一・五〇 二九・三〇	三三三・〇

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和42年10月31日に実施した鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和42年12月1日

鳥取県知事 石 破 二 朗

西 村 美 之
郷 口 進 也
下 田 采 静 夫
田 達 達 男

雑 報

次の金は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金について返還請求権を有する者は、昭和42年12月1日から6箇月以内に申し出られたい。

昭和42年12月1日

鳥取県倉吉児童相談所長

金品の名称	種類	数量	金額	児童が金品を所持するに至つた経緯
現金	1,000円札	8枚	8,000円	昭和42年9月28日項青谷子供学園収容児童（12才）が、気高郡青谷町青谷地内湊神社前路上に駐車中のライトバン貨物自動車（所有者不明）の運転席にあつた手さげ鞆の封筒入りの現金10,000円を窃取し、そのうち2,000円を消費したものの